

東京都女性サポート連携会議（第1回）

令和6年9月5日

※五十音順、敬称略

氏名	現職等
片岡 弥恵子	聖路加国際大学大学院 ウィメンズヘルス・助産学 教授
櫻井 彩乃	一般社団法人 GENCOURAGE 代表
炭谷 茂	社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長
西田 哲雄	公益財団法人 東京都ひとり親家庭福祉協議会 会長
新田 香織	社会保険労務士法人 グラース 代表
湯澤 直美	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授

都支援機関の概要

支援機関概要

機関名

はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）（産業労働局）

機関概要

場所

東京都渋谷区神宮前5丁目53番67号 コスモス青山地下1階 EAST-A2

主な対象者

女性従業員、女性経営者・管理職、フリーランス、企業の経営者・人事担当者 等

事業概要 施設の機能

- 「東京くらし方会議」での議論を踏まえ、働く女性の活躍を支援する総合拠点として令和6年9月に開設
- 働く女性等を対象に、キャリアアップに関することや、子育てと仕事の両立などの相談を実施する他、女性向けのセミナーを開催し、女性の「働き方」や「活躍」を支援



働く女性の総合相談窓口（事前予約制）※来所・電話・オンライン対応

- 1 専門相談員（**キャリアコンサルタント等**）が女性のキャリアアップ等の相談に対応
- 2 **社外メンター**（経営者・管理職経験者）が管理職を目指す女性等に助言（**最大5回**）
- 3 専門の職員が**労働問題**（ハラスメント・退職等）に関する相談に対応

働く女性向けセミナー

働く女性や、女性活躍を推進する企業向けに労働関係法、家庭と仕事の両立、メンタルヘルス等に関するセミナー（通称：**東京はたじょセミナー**）を実施

★ 東京ウィメンズプラザ等の女性の生活や家庭支援の関係機関とも連携

働く女性の応援・支援事業

都内企業向けに、働く女性の職場環境整備等を推進する各種奨励金事業等を実施
また、一般事業主行動計画に関する研修やキャリアアップセミナーも開催

施設イメージ

- ・総合相談窓口 ・相談室
- ・セミナー室
- ・情報提供コーナー
- ・交流エリア など



機関名

東京都労働相談情報センター（産業労働局）

機関概要

場所

東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号 東京しごとセンター9階 ほか

主な対象者

従業員、事業主

事業概要 施設の機能

- 東京都労働相談情報センター（飯田橋）のほか、大崎、池袋、亀戸、多摩に加え、**青山事務所（はたらく女性スクエア）を新たに設置**し、6事務所で構成
- 労働問題全般における相談や、労働法・労働問題に関するセミナーの実施、雇用環境整備支援等の事業を実施



【労働相談・あっせん】

- 賃金不払いや解雇等の職場のトラブルや就業規則の整備など、労働問題全般にわたり労使双方の相談に対応
- 当事者間で自主的解決が困難な事案について、労使双方からの要請を受けて問題解決の支援（あっせん）を実施

<令和5年度の実施状況>

- 相談件数：42,642件
うち女性からの相談：22,966件（53.9%）
- 内容（上位5項目）
 - ①職場の嫌がらせ
 - ②退職
 - ③労働契約
 - ④休職・復職
 - ⑤解雇

【労働教育】

- 育児・介護休業法や多様な女性の働き方等に関する基礎的知識を習得する労働セミナーを開催
(例) 働く女性と労働法
働く女性のウェルネスと仕事の両立支援

【雇用環境整備の推進】

- 育児・介護等と仕事の両立ができるなど、従業員が働きやすい職場環境づくりを進める都内中小企業を支援
- ①奨励金の支給、②研修会の動画配信、③中小企業診断士等の専門家の無料派遣を実施

支援機関概要

機関名

東京都しごとセンター、東京都しごとセンター多摩（産業労働局）

機関概要

場所

東京都しごとセンター：東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号
 東京都しごとセンター多摩：東京都立川市柴崎町3丁目9番2号

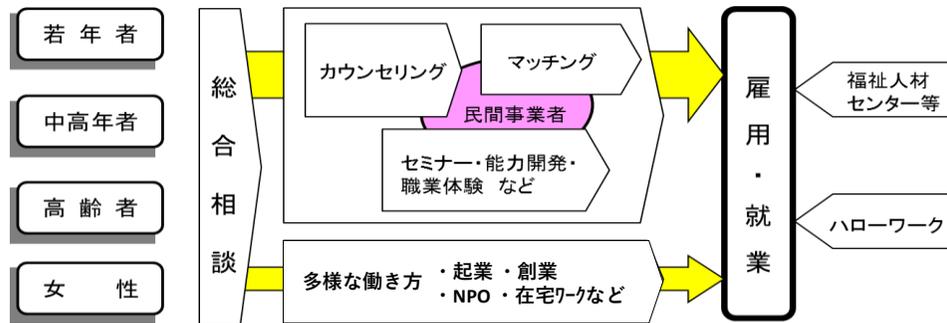
主な対象者

若年者、中高年者、高齢者、家庭との両立を目指す女性等

事業概要 施設の機能

- 雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るため、カウンセリングやセミナー、能力開発などの就職支援をワンストップで提供
- 事業の実施は、指定管理者である（公財）東京しごと財団に委任

東京都しごとセンターのサービスの流れ



「女性しごと応援テラス」及び「女性しごと応援テラス多摩」

- 家庭と両立しながら就業を目指す女性の再就職支援のための専用窓口として、しごとセンター内に設置
- キッズスペースや託児サービスを併設

東京都しごとセンター（飯田橋・多摩）令和5年度利用実績

区分	利用者数			※①就職者数
	新規	再来	計	
ヤング	7,128	42,159	49,287	3,347
ミドル	11,732	82,218	93,950	5,892
シニア	10,585	53,460	64,045	2,315
女性	※②3,192	2,327	23,163	1,105
専門サポート	190	5,317	5,507	106
小計	31,962	206,317	238,279	12,765
総合相談	専門相談・事業所相談		4,210	
	多様な働き方セミナー等		25,259	
小計			29,469	
合計			267,748	12,765

※①就職者数には、令和4年度以前の登録者で令和5年度に就職した者を含む
 ※②年齢別コーナー等の併用を含む「女性しごと応援テラス（多摩含む）」の新規利用者

支援機関概要

機関名

東京ウィメンズプラザ（生活文化スポーツ局）

機関概要

場所

東京都渋谷区神宮前5丁目53番67号 コスモス青山内

主な対象者 (利用者)

- 男女平等参画に興味関心のある都民等
- 配偶者暴力の被害者、支援者
- 男女平等参画・配偶者暴力防止を担当する区市町村職員

事業概要 施設の機能

女性の社会的地位の向上と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加及び参画の促進を図り、もって豊かで平和な男女平等社会の実現に寄与する（※東京ウィメンズプラザ条例 第一条より）

①講座・研修

都内の男女平等推進担当職員研修、区市町村相談員養成講座

②民間活動支援

都と民間団体等が一体となって情報を発信し、都民の男女平等参画意識を醸成

③図書資料の運営

男女平等参画に関する情報の収集・提供（所蔵図書：約70,000冊）

④相談事業

一般相談、法律相談、精神科医相談、男性相談

⑤配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力被害相談、都民向け講座、関係機関職員研修、民間活動支援、区市町村支援等

⑥女性の活躍推進事業

都民向けセミナー等（働く女性への支援、男性の家事・育児への参画促進、若年女性への支援）

⑦施設の提供

ホール（553㎡）、視聴覚室（181㎡）、第一～第三会議室等の貸出



○開館時間

- 平日・土曜日 9時～21時
(図書資料室は20時まで)
- 日曜日・祝日 9時～17時
(年末年始及び毎月第3水曜日は休館)
- 電話相談 9時～21時
(年末年始及び年1度の施設点検日を除く)

支援機関概要

機関名

東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）（福祉局）

機関概要

主な対象者

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）及びその支援者

施設の位置付け

こども家庭庁が定める母子家庭等就業・自立支援センター

事業概要

- ・就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等の就業支援
- ・生活の安定を図るための各種生活相談、養育費の取決め等の専門的な相談、離婚等により別居している親子の親子交流支援、離婚前後の法律相談

生活のことなら

はあと

飯田橋 3丁目4番6号
新都心ビル 7階

生活相談

養育費相談

離婚前後の法律相談

親子交流支援



仕事のことなら

はあと飯田橋

飯田橋 3丁目10番3号
東京しごとセンター7階

就業相談・就業支援

職業紹介

生活でも仕事でも

はあと多摩

立川市曙町2丁目8番30号
立川わかぐさビル4階

生活相談

養育費相談

離婚前後の法律相談

親子交流支援

就業相談・就業支援

職業紹介

支援機関概要

機関名

東京都女性相談支援センター（福祉局）

機関概要

主な対象者

困難な問題を抱える女性（※）及びその同伴する家族

※性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

施設の位置付け

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく **女性相談支援センター**
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく **配偶者暴力相談支援センター**
- ・「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づく被害者の支援

事業概要

- ・電話や面接等により女性からの様々な**相談**に応じ、必要な**助言や援助**を実施
- ・緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその同伴家族の**一時保護**
- ・女性自立支援施設への**入所・退所を決定**
- ・女性相談支援員、女性自立支援施設や民間団体等に対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、**支援者側の援助**

女性相談支援センター ※所在地非公表

- 電話相談（緊急の場合は時間外も受付）
 - ・月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時から21時まで
 - ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始：9時から17時まで
- 来所相談
予約制にて実施

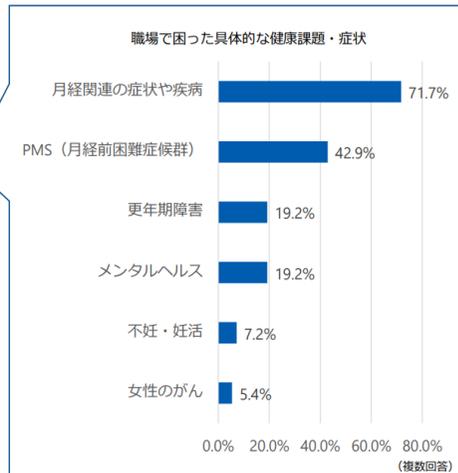
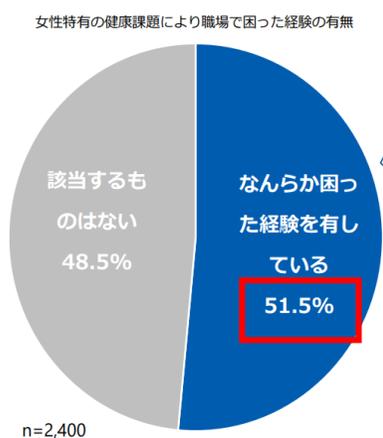
女性相談支援センター多摩支所 ※所在地非公表

- 電話相談（時間外は女性相談支援センターで対応）
 - ・月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時から16時まで
- 来所相談
予約制にて実施

女性を取り巻く現状 (基礎データ)

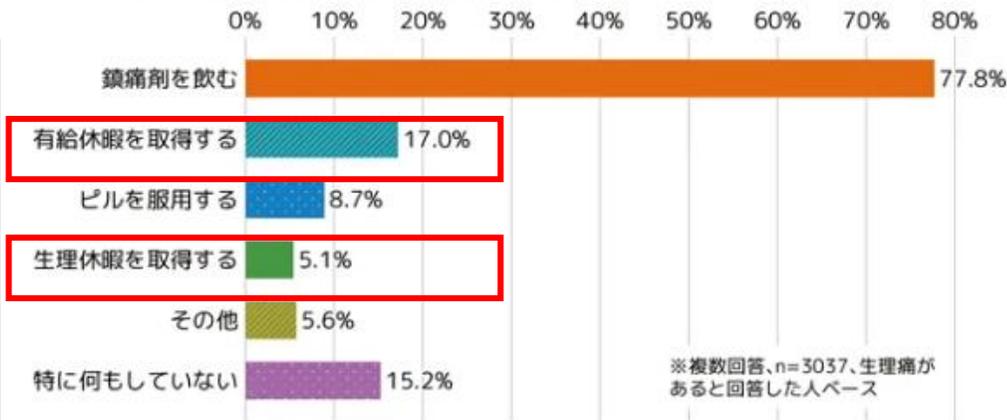
1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 女性の半数以上が、勤務先において女性特有の健康課題や症状で困った経験があると回答
- 具体的な健康課題・症状としては、PMSを併せた「月経関連の症状や疾病」が一番多く、「更年期障害」が続く
- 月経関連の症状や疾病の対策として、生理休暇より有給休暇の取得率が高く、生理休暇取得が法定権利であることを知らない者が多く存在

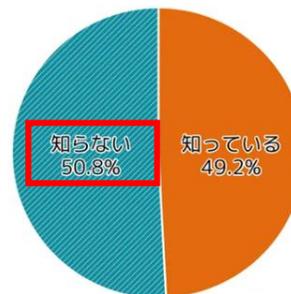


(資料出所) 経済産業省「働く女性の健康推進に関する実態調査2018」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成 13

Q.生理痛で困ったときの対応はどのようにしていますか？



Q.生理休暇の取得が、法律で定められた権利であることを知っていますか？

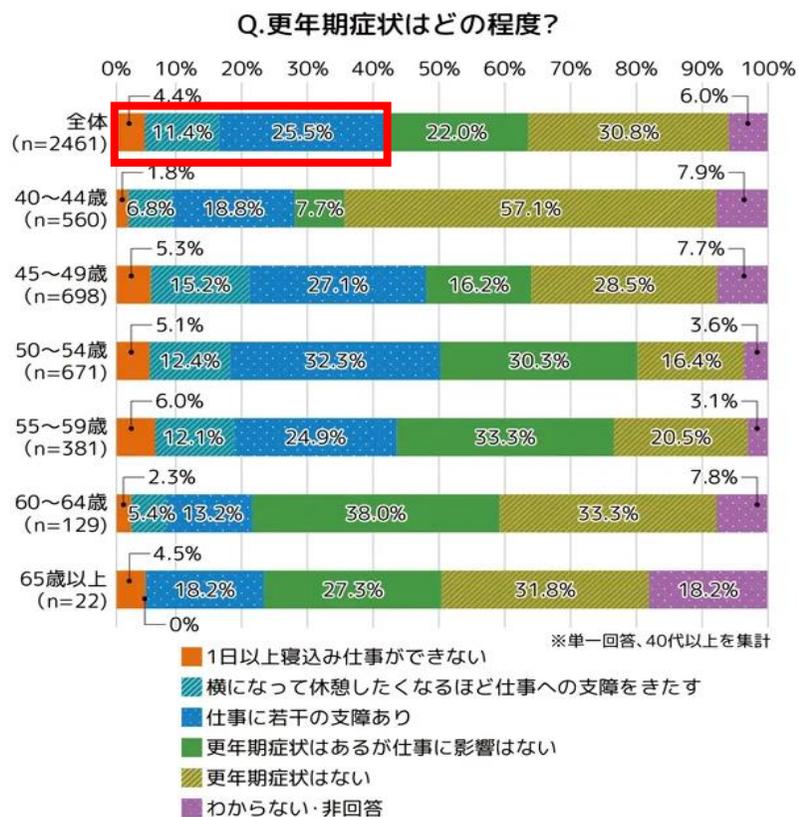


※単一回答、n=3476、雇用形態が「個人事業主」を除いて集計

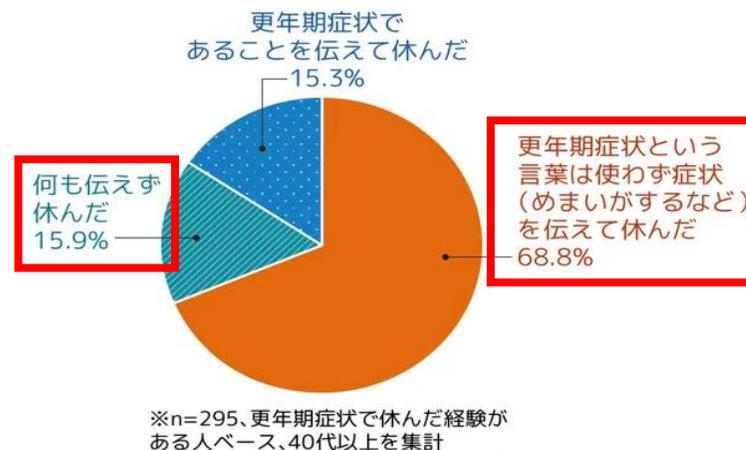
(出典) 東京都産業労働局「生理やPMS、更年期...職場における女性の健康課題を徹底調査 (2023年10月)」

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 40代以上の女性の約半数が、更年期症状によって仕事に支障があると回答
- 一方で、更年期症状を理由に休んでも理由を職場に伝えない人が約8割存在し、企業側が「職場に更年期で悩んでいる人はいない」と認識している可能性



Q.更年期症状で仕事を休んだ際、上司や職場の人に理由を伝えましたか？



1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 月経随伴症状・更年期症状を事由に定期的に受診していると回答した人は、全体でわずか5.4%
- 受診抑制を経験したことがある人であっても、予防や治療法・受診すべき症状について知りたいという希望が大きい

図7. 年に1回以上、定期的に通院している者の割合

(2022年9月 N=4950)

就業状況	通院あり	受診抑制 ¹⁾
正規雇用	5.7%	12.9%
派遣等	4.5%	10.5%
アルバイト等	5.1%	9.3%
自営業等	6.5%	13.7%
無職・家事	6.6%	12.2%
全体	5.4%	11.3%

1) 過去12ヶ月以内に受診抑制・飲む薬の量を減らすことが「あった」「まれにあった」と回答した者

図8. 受診抑制の経験×女性の健康に関する認識・生産性の低下

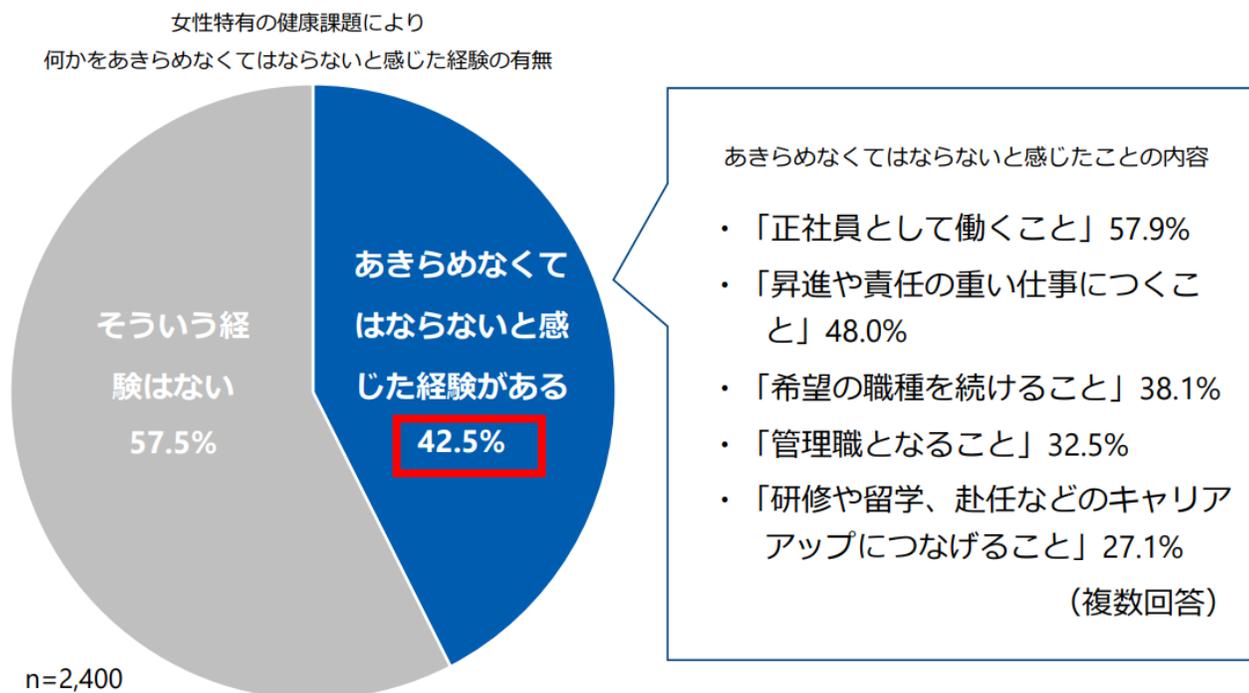
(2022年9月 N=3324)

	受診抑制なし	受診抑制あり
欠勤、遅刻・早退または生産性低下を経験	77.9%	95.7%
月経痛はがまんするもの	27.4%	44.6%
月経痛治療のための婦人科・産婦人科通院に抵抗	24.9%	41.8%
予防・検診・治療方法、受診すべき症状について知りたい	47.4%	64.2%

注) 「そう思う」または「少しそう思う」と回答した者の割合

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 4割以上の働く女性が、女性特有の健康課題・症状が原因で職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験があると回答

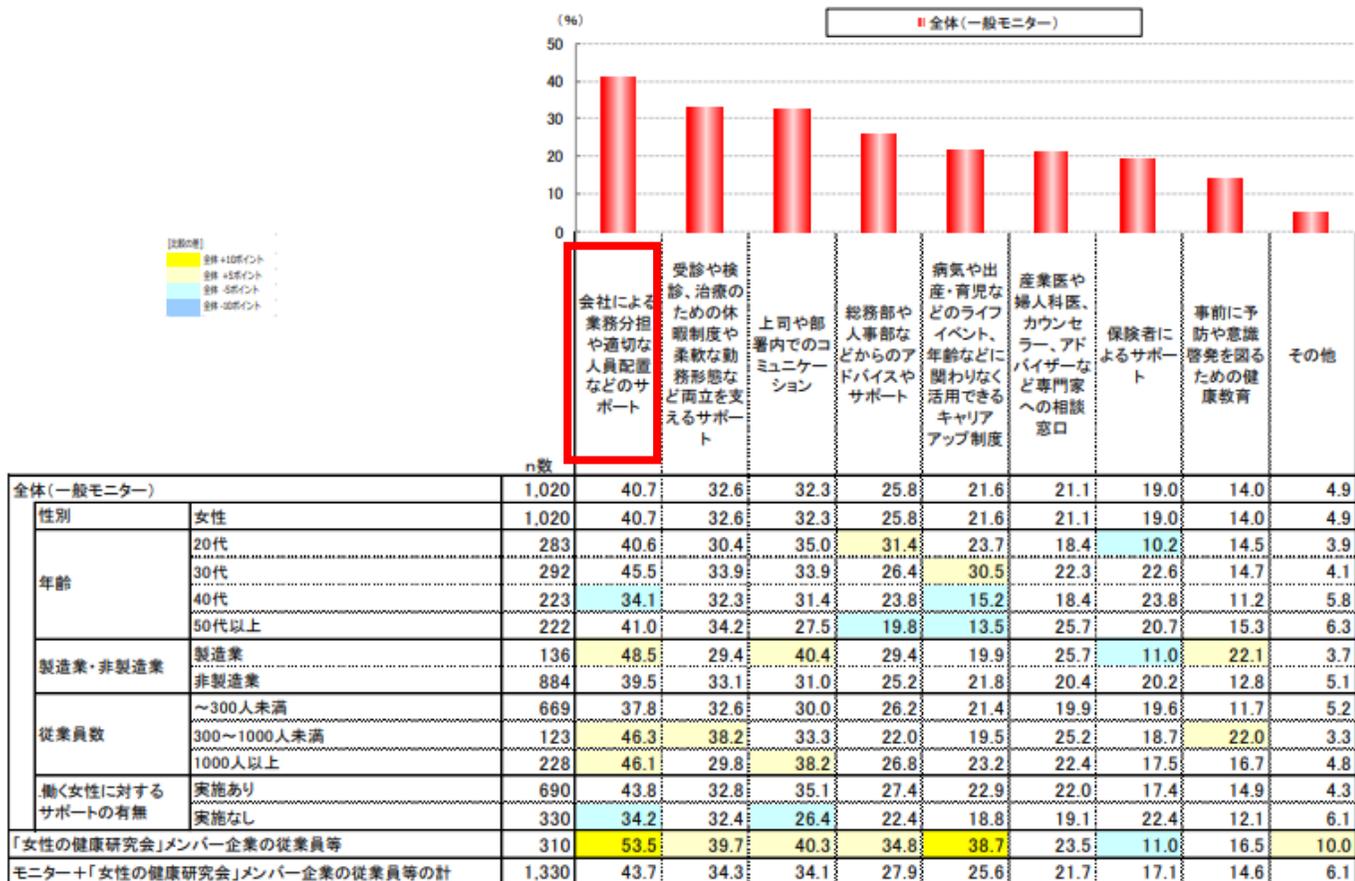


(資料出所) 経済産業省「働く女性の健康推進に関する実態調査2018」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 女性特有の健康課題・症状が原因で職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた際に、最も必要と感じたサポートは、「会社による業務分担や適切な人員配置などのサポート」が最も多く「受診や検診等治療のための休暇制度や柔軟な勤務形態など両立を支えるサポート」が続く

図表 4-99 その際に必要と感じたサポート（従業員女性）

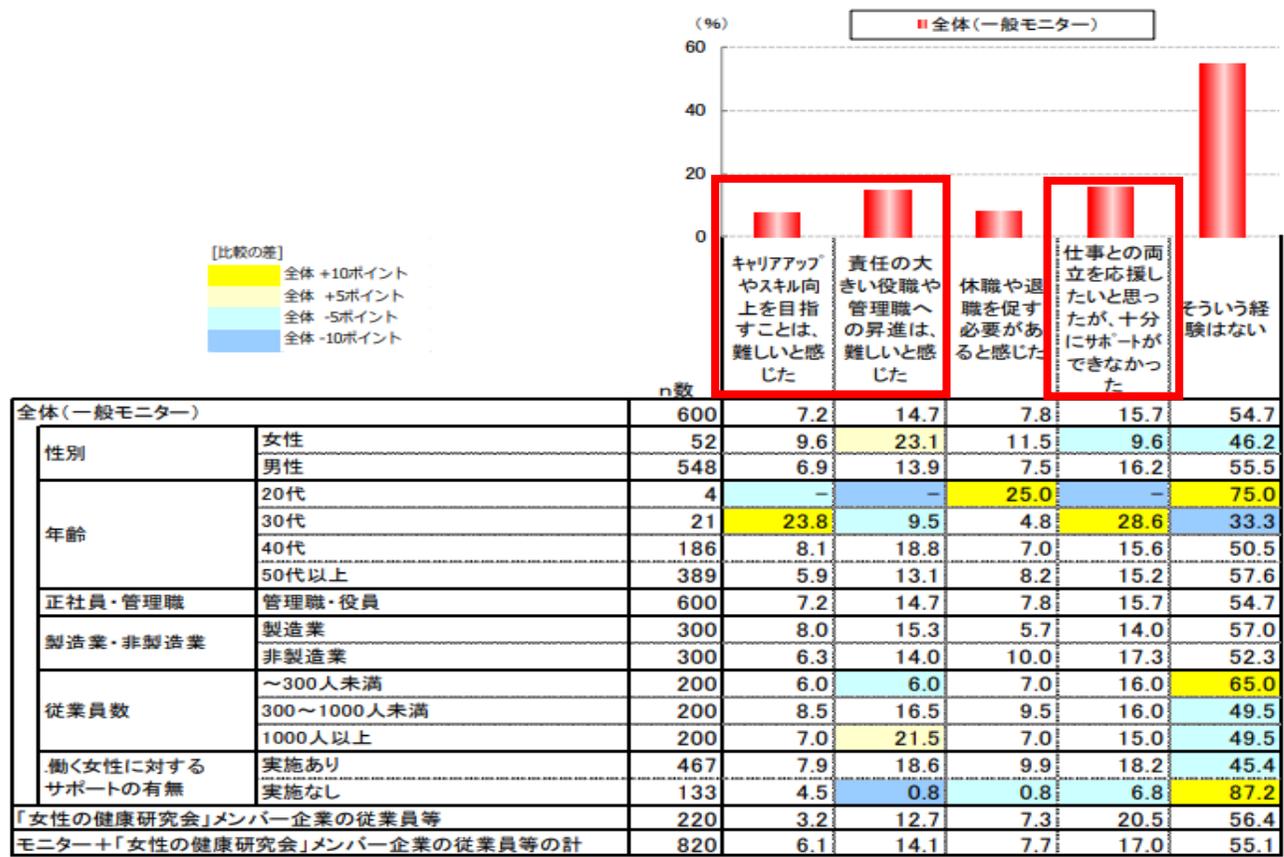


(出典) 経済産業省「働く女性の健康推進」に関する実態調査（平成29年）

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 4割以上の管理職・役員が、女性部下の健康課題への対応経験があり、その対応について難しさを感じていた

図表 4-103 健康課題を持つ女性部下への対応の有無と対応を通じて感じたこと (管理職・役員)

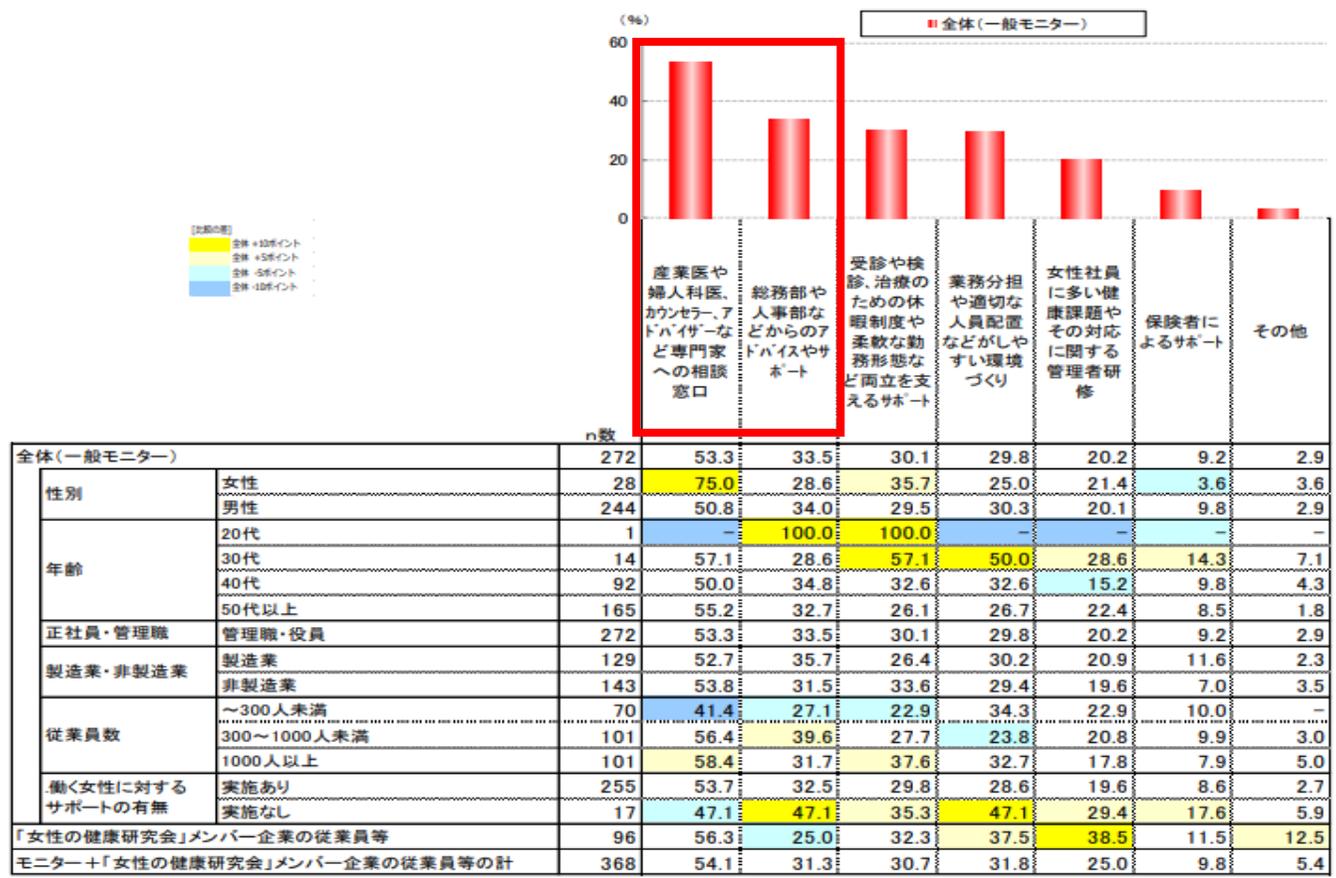


(出典) 経済産業省「働く女性の健康推進」に関する実態調査 (平成29年)

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 女性部下への対応の際に最も必要と感じたサポートは、「産業医や婦人科医、カウンセラーアドバイザー等の専門家への相談窓口」が圧倒的に多く、「総務部や人事部などからのアドバイスやサポート」が続く

図表 4-105 その際に必要と感じたサポート（管理職・役員）

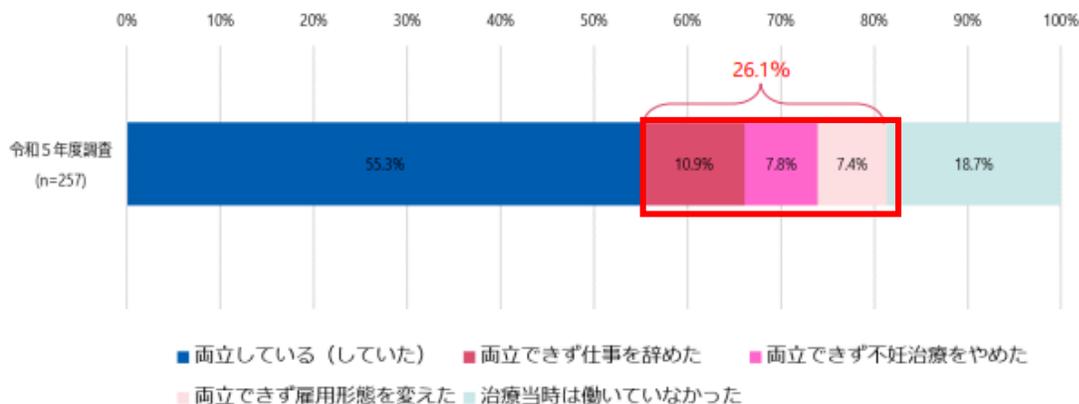


(出典) 経済産業省「働く女性の健康推進」に関する実態調査 (平成29年)

1 女性の健康課題を取り巻く現状

- 不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組の割合（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和3年6月））である一方、不妊治療経験者のうち26.1%が、通院回数の多さや精神面での負担を理由に、不妊治療と仕事を両立できずに離職、治療の中止、または雇用形態を変更
- 不妊治療と仕事の両立を図るために行政に望む支援は、「企業における不妊治療と仕事との両立支援のための勤務時間、休暇等に関する制度導入促進」が最も多い

不妊治療と仕事の両立状況（治療中・治療経験者）



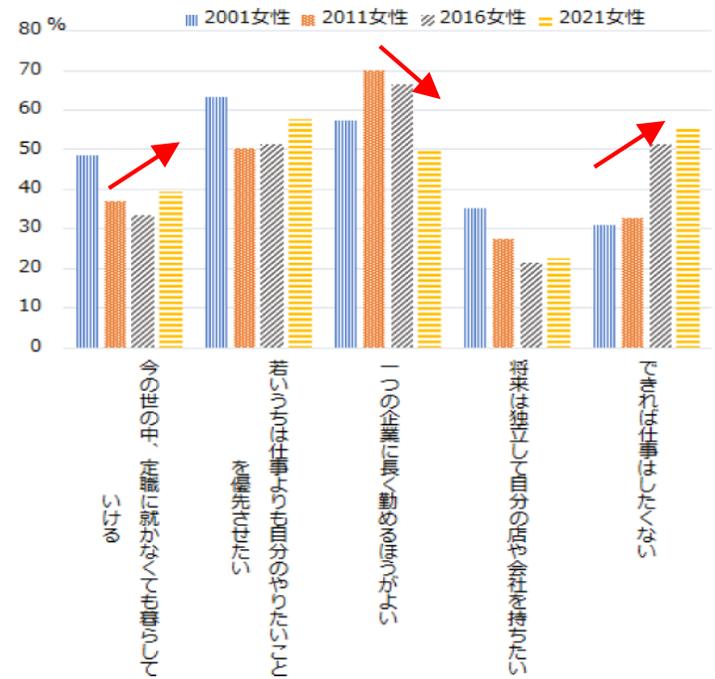
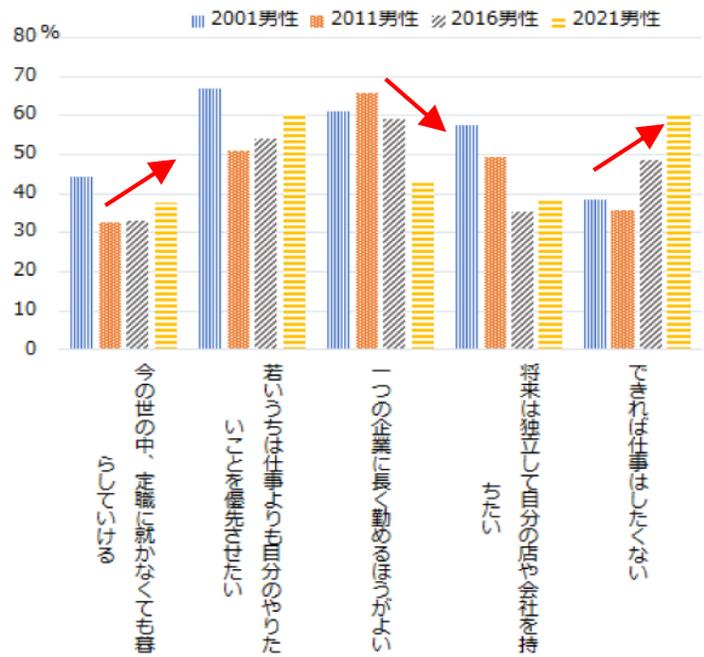
行政に望む支援（治療中・治療経験者・治療予定者）



2 若年層のキャリアに対する意識

- 若年層（25～34歳）の職業意識として、「定職に就かなくても暮らしていける」「できれば仕事はしたくない」という「仕事離れ」の意識が増加
- 「一つの企業に長く勤める方がよい」と回答した割合が低下し、20年程度継続していた終身雇用といった「堅実化」の傾向が弱化する

図表1 若者の職業意識の変化（抜粋）※対象：25～34歳

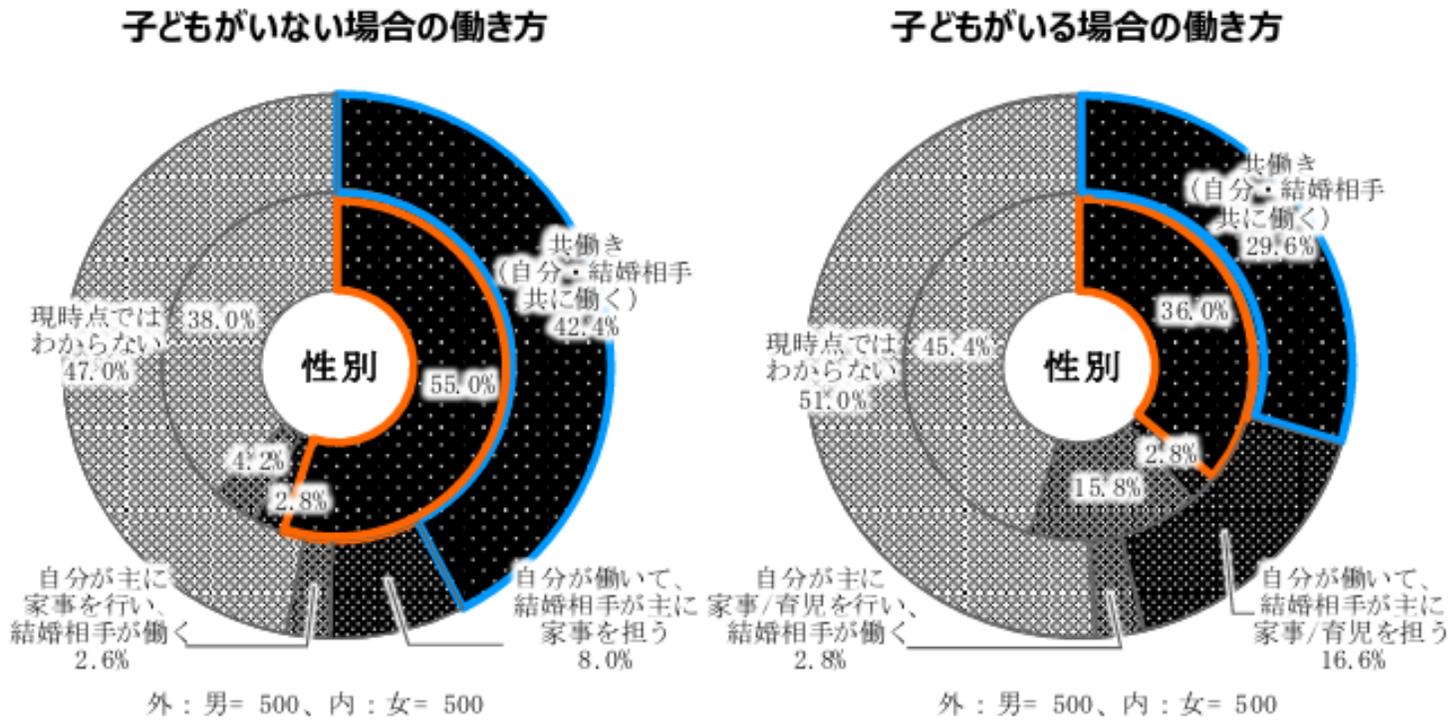


(出典) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の変容」

2 若年層のキャリアに対する意識

- 中学生～大学生への結婚後の働き方に関する調査について、子どもの有無にかかわらず、男子よりも女子の方が「共働き」を選んでおり、男女差がある

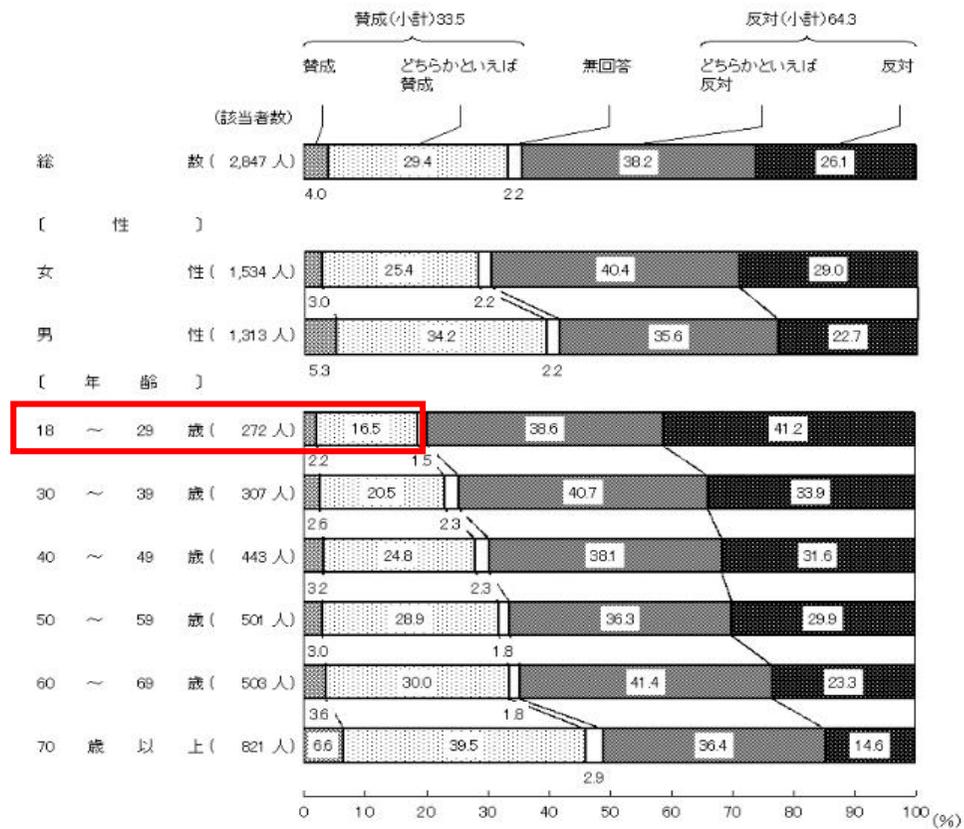
対象：中学生、高校生、大学生



2 若年層のキャリアに対する意識

- 幼少のころから長年の生活・社会の中で形成された固定的な性別意識やアンコンシャス・バイアスは若年層を含むあらゆる世代の男女に残存
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は年々減少しているものの、29歳以下の若年層においても依然として18.7%が「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答

図10 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識



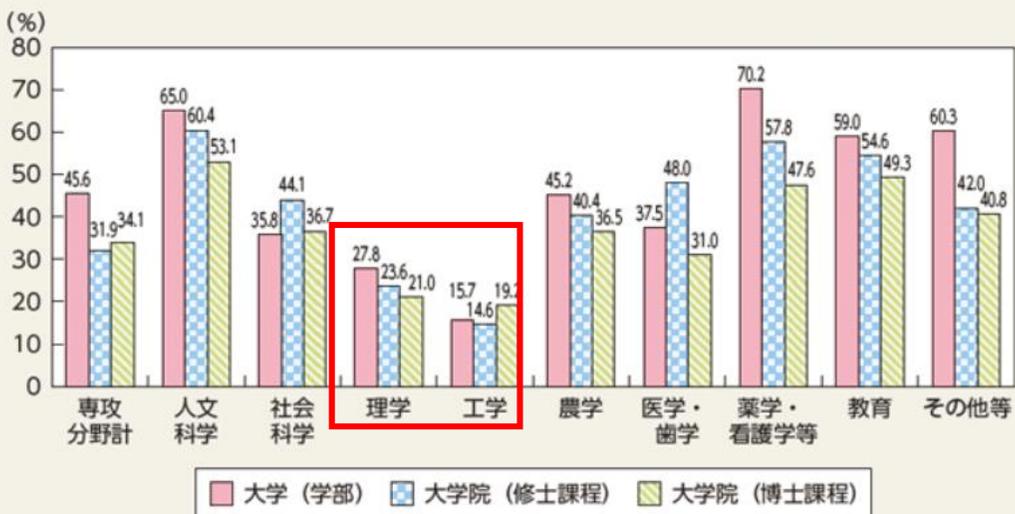
(出典) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年)より作成

2 若年層のキャリアに対する意識

- 大学（学部）及び大学院（修士課程・博士課程）学生に占める女子学生の割合をみると、特に理学・工学の分野について、女子学生の割合が低く、男女の偏りが大きい
- 日本の研究者に占める女性割合は17.5%とOECD諸国の中で群を抜いて低い

4-1 図 大学（学部）及び大学院（修士課程、博士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別、令和3（2021）年度）

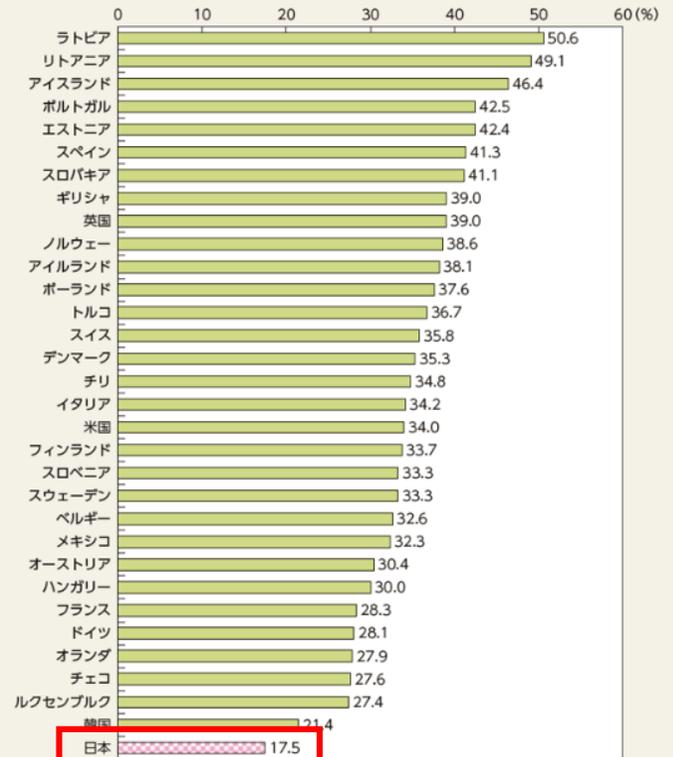
○女子学生の割合が高い分野は薬学・看護学等と人文科学。
○女子学生の割合が低い分野は工学と理学。



(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和3(2021)年度)より作成。
2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。
3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。

4-5 図 研究者に占める女性の割合（国際比較）

○日本の研究者に占める女性割合は17.5%で、OECD諸国の中で群を抜いて低い。
○ラトビア、リトアニアでは、女性の研究者割合が50%前後である。



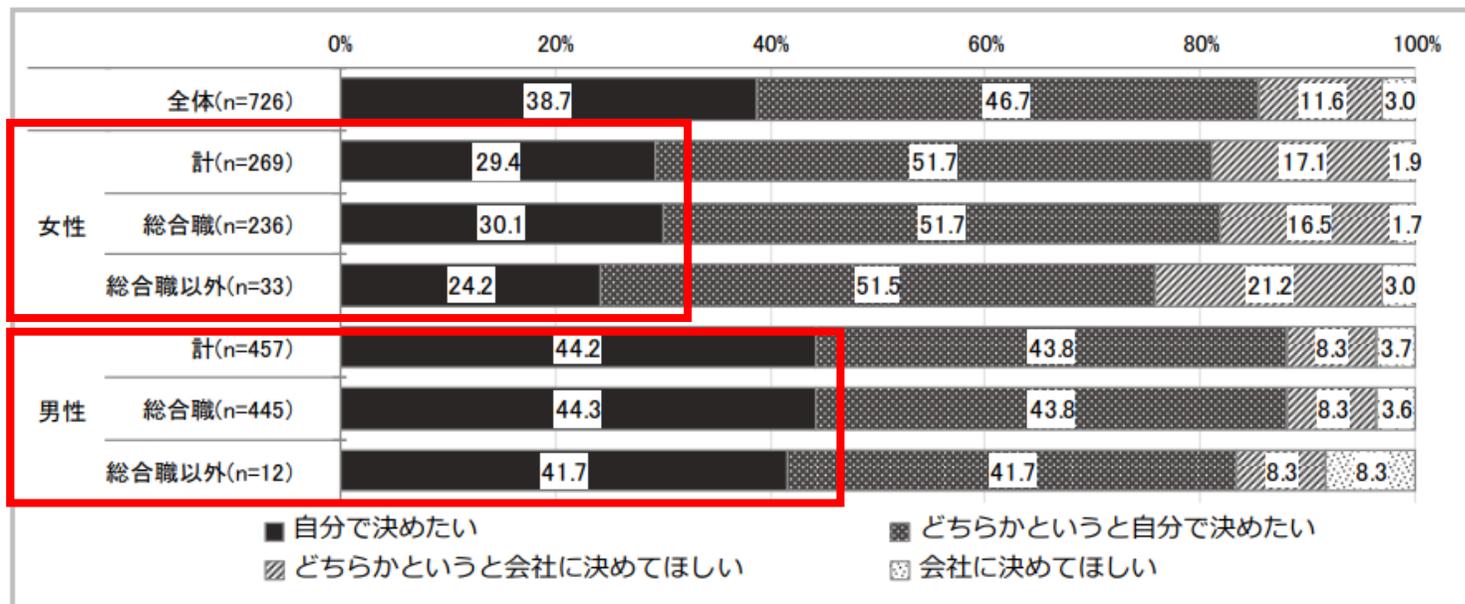
(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和3(2021)年)、OECD "Main Science and Technology Indicators"、米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF) "Science and Engineering Indicators"より作成。
2. 日本の数値は、令和3(2021)年3月31日現在の値。アイスランド、フランスは平成29(2017)年値。チェコ、韓国、メキシコ、ポルトガル、スロバキア、トルコは令和2(2020)年値。その他の国は、令和元(2019)年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は29.4%。
4. 数値は令和4(2022)年4月15日時点。

2 若年層のキャリアに対する意識

- 入社5年目の男女のキャリア設計意向を比較すると、自身のキャリア設計について「自分で決めたい」と回答する女性は、男性よりも10ポイント低い

対象：新規学卒での入社5年目の男女

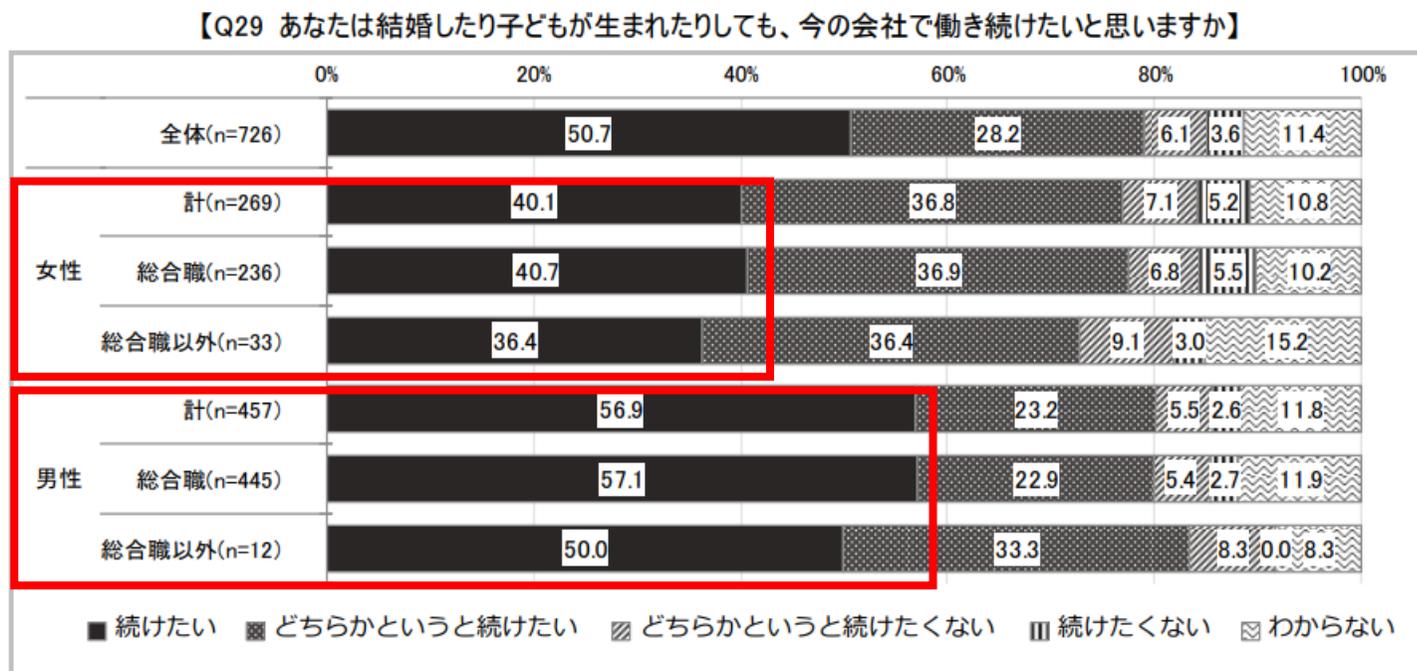
【Q18 職場でのキャリア設計(業務・目標・配置など)について、
次のAとBのどちらに近いですか。 A:自分で決めたい B:会社に決めてほしい】



2 若年層のキャリアに対する意識

- 入社5年目の女性のうち、「結婚したり子どもが生まれたりしても、今の会社で働き続けたいと思いますか」という質問に対し、「続けたい」「どちらかという続けたい」を合わせると7割以上になるものの、男性と比較して「続けたい」の回答割合は、15ポイント以上低い

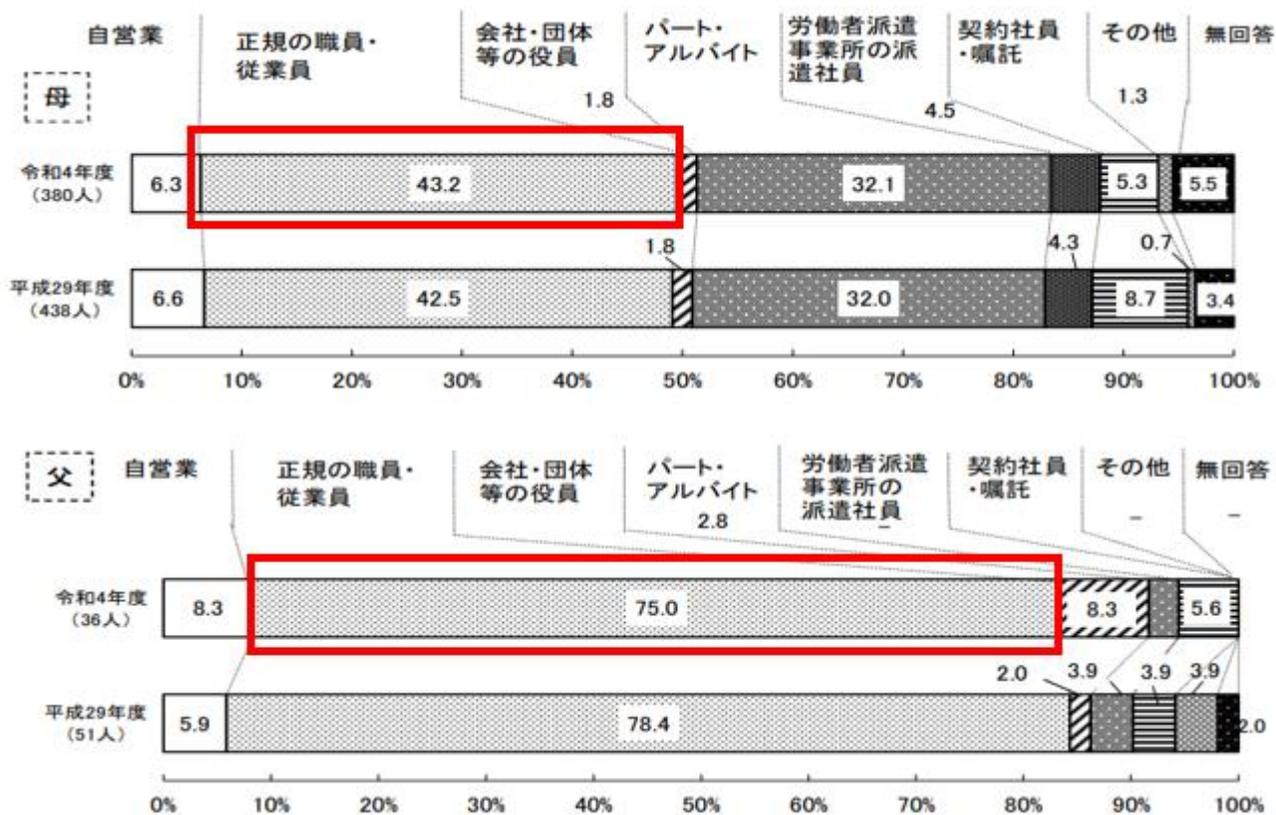
対象：新規学卒での入社5年目の男女



3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

- 東京のひとり親家庭は、母子世帯が53,043世帯、父子世帯が5,981世帯（令和2年度国勢調査）であり、母子世帯が多数
- 就業の割合は、父母ともに9割を超えるものの、母の正規職員の割合は43.2%であり、父の75.0%に比べると低い

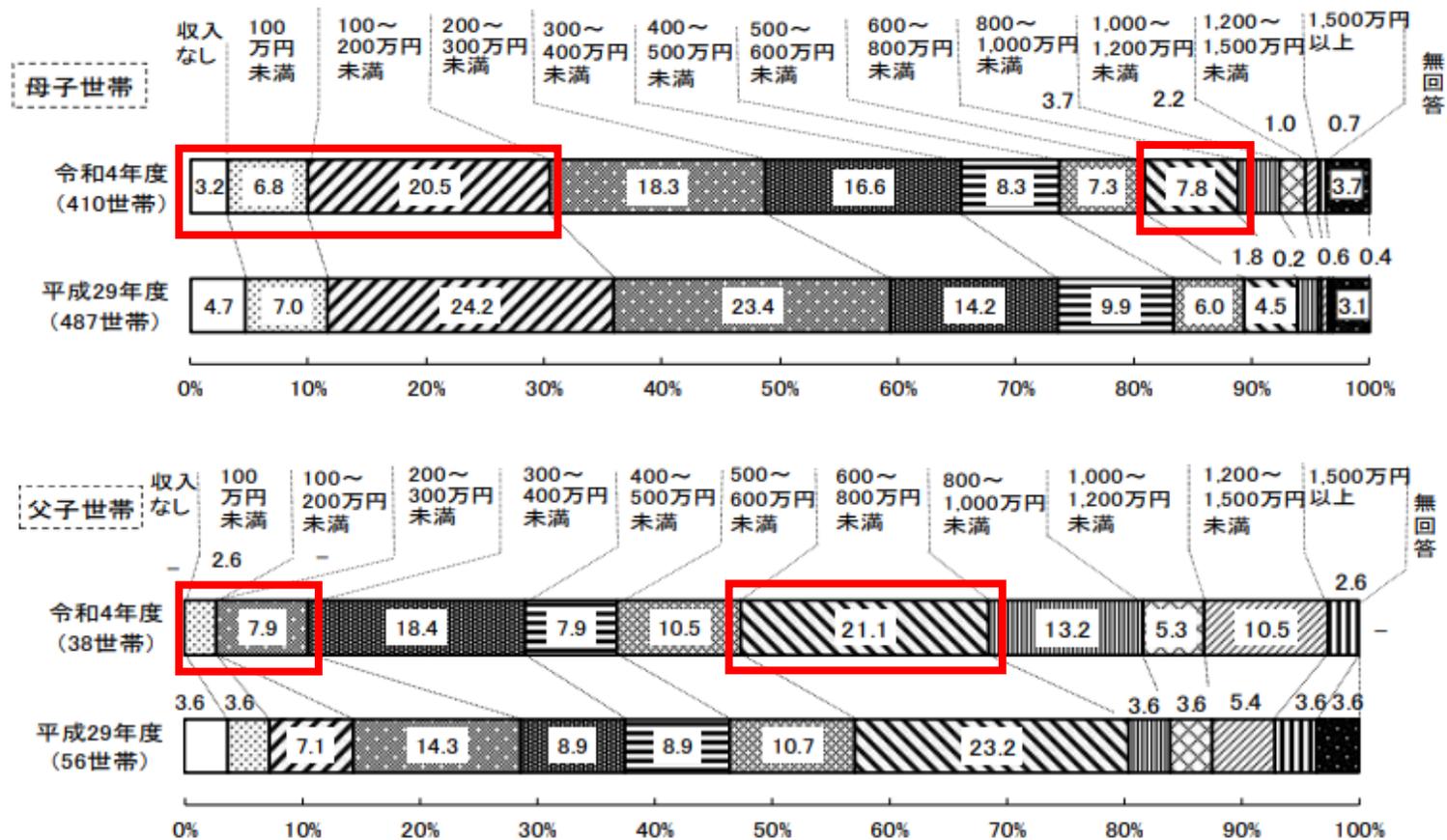
図Ⅱ-1-10 従業上の地位—29年度調査との比較



(出典) 東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査（令和4年度）」

3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

- 母子世帯の年間収入は、「100～200万円未満」の割合が最も高く、母子世帯の3割弱が年間収入が「200万円未満」である
- 父子世帯の年間収入は、「600～800万円未満」の割合が最も高く、「200万円未満」はわずか1割であり、母子世帯との隔たりが大きい

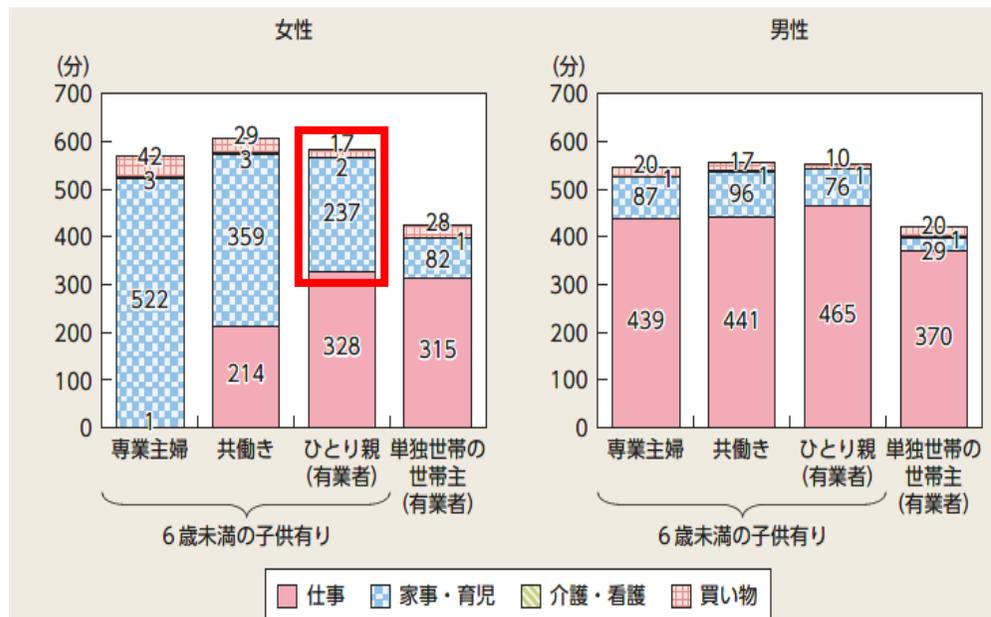


(出典) 東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査(令和4年度)」

3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

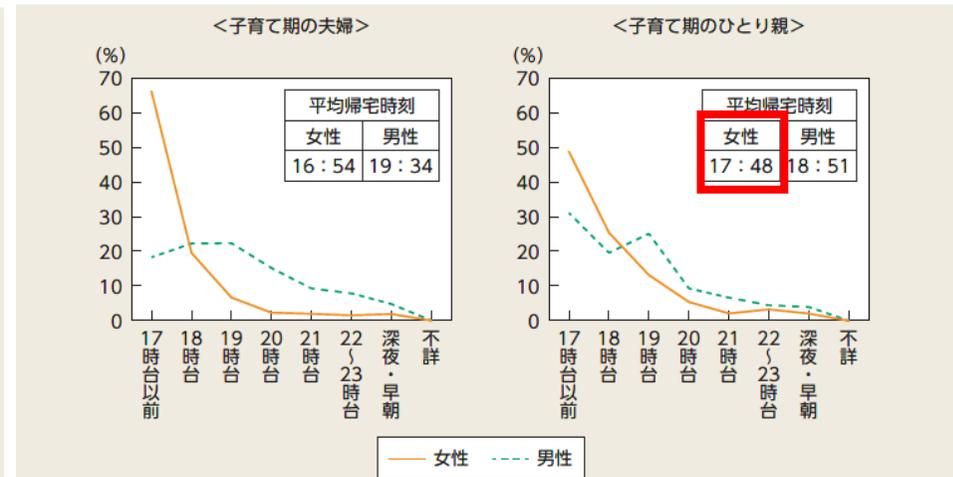
- 6歳未満の子を持つひとり親の女性は仕事が長く、専業主婦の約5割、共働き女性の約7割しか家事・育児に時間が充てられていない
- また、子育て期のひとり親の女性の平均帰宅時刻は、子育て期の有配偶女性よりも遅く、家庭と仕事の両立が厳しい状況

配偶関係・就業状況・6歳未満の子供の有無別男女の生活時間
(週全体平均、令和3年)



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 「専業主婦」は、夫が有業で妻が無業の世帯。「共働き」は、夫が有業で妻も有業 (共働き) の世帯。

ライフステージ別仕事からの帰宅時刻
(平日、令和3年)



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 平均帰宅時刻は「不詳」は除いて算出。
3. 「帰宅時刻」は、0時15分以降、24時 (翌日0時) 前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻。最後の仕事の前後に通勤・通学がなく、それ以前に現れる仕事の後に通勤・通学がある場合は最後の仕事を持ち帰り仕事とみなし、それ以前に現れる仕事の後の通勤・通学の終了時刻とし、他の仕事の後にも通勤・通学がない場合は最後の仕事の終了時刻としている。なお、最後の仕事の後に通勤・通学はないが、仕事の前に通勤・通学があり、かつそれ以前の仕事の後にも通勤・通学がある場合は、変則勤務又は複数の仕事に従事しているとみなし、仕事からの帰宅時刻は「不詳」としている。また、この日の行動の種類で「出張・研修など」に記入があったものは除く。
4. 「深夜・早朝」は、24時 (翌日0時) 以降。

3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

- 「仕事を变えたい」と考えている派遣社員、パート・アルバイトのひとり親の女性は、正社員より多い
- 「仕事を变えたい」理由として、収入面のほか、労働時間、健康課題といった理由が挙げられる

表14-3 母の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他
令和3年 総数	1,031,567 (100.0)	503,380 (100.0)	37,387 (100.0)	400,134 (100.0)	9,900 (100.0)	51,224 (100.0)	5,198 (100.0)	24,344 (100.0)
仕事を続けたい	712,780 (69.1)	374,568 (74.4)	20,198 (54.0)	249,102 (62.3)	9,400 (94.9)	41,710 (81.4)	4,787 (92.1)	13,014 (53.5)
仕事を变えたい	289,759 (28.1)	117,005 (23.2)	16,803 (44.9)	137,000 (34.2)	500 (5.1)	8,771 (17.1)	0 (0.0)	9,680 (39.8)
仕事をやめたい	14,359 (1.4)	5,523 (1.1)	386 (1.0)	8,041 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	410 (7.9)	0 (0.0)
不詳	14,669 (1.4)	6,285 (1.2)	0 (0.0)	5,991 (1.5)	0 (0.0)	743 (1.5)	0 (0.0)	1,649 (6.8)

表14-7 母の仕事を变えたい理由（最も大きな理由）

	総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成28年	(100.0)	(48.1)	(5.3)	(3.9)	(4.1)	(4.9)	(6.2)
令和3年	289,759 (100.0)	142,021 (49.0)	13,470 (4.6)	16,351 (5.6)	9,567 (3.3)	14,428 (5.0)	18,089 (6.2)

（出典）厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

- 就業中のひとり親の女性のうち、65%が有資格者であり、そのうち67%がその資格は「役に立っている」と回答
- 「役に立っている」と回答のあった資格は、理学療法士が最も多く、准看護師、看護師、介護福祉士などの業種が続く

表10-(1)-1 母子世帯の母の資格の有無等

	総数	資格あり	資格なし	不詳
平成28年	(100.0)	(61.2)	(34.0)	(4.7)
令和3年	1,031,567 (100.0)	670,407 (65.0)	356,500 (34.6)	4,660 (0.5)

表10-(1)-2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成28年	(60.9)	(39.1)
令和3年	421,204 (67.0)	207,024 (33.0)

表10-(2) 母子世帯の母の資格の有無等(資格の種類別)

	資格あり	資格が役立っている		不詳
		資格が役立っている	資格が役立っていない	
簿記	146,532 (14.2)	73,147 (49.9)	63,679 (43.5)	9,706 (6.6)
ホームヘルパー	101,873 (9.9)	60,737 (59.6)	35,628 (35.0)	5,509 (5.4)
教員	38,336 (3.7)	24,292 (63.4)	11,660 (30.4)	2,384 (6.2)
看護師	58,237 (5.6)	55,907 (96.0)	460 (0.8)	1,870 (3.2)
准看護師	30,053 (2.9)	29,131 (96.9)	460 (1.5)	462 (1.5)
調理師	28,340 (2.7)	17,115 (60.4)	8,559 (30.2)	2,666 (9.4)
理・美容師	29,767 (2.9)	19,868 (66.7)	7,717 (25.9)	2,183 (7.3)
パソコン	103,235 (10.0)	62,930 (61.0)	31,633 (30.6)	8,672 (8.4)
外国語	24,430 (2.4)	12,830 (52.5)	9,820 (40.2)	1,781 (7.3)
栄養士	14,508 (1.4)	9,442 (65.1)	4,106 (28.3)	960 (6.6)
介護福祉士	62,379 (6.0)	54,446 (87.3)	5,749 (9.2)	2,184 (3.5)
保育士	50,527 (4.9)	36,945 (73.1)	10,841 (21.5)	2,740 (5.4)
理学療法士	1,326 (0.1)	1,326 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
作業療法士	1,121 (0.1)	714 (63.7)	0 (0.0)	407 (36.3)
大型・第二種自動車免許	24,700 (2.4)	12,884 (52.2)	7,968 (32.3)	3,848 (15.6)
医療事務	57,281 (5.6)	28,473 (49.7)	26,054 (45.5)	2,754 (4.8)
行政書士	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	227,555 (22.1)	146,795 (64.5)	67,421 (29.6)	13,339 (5.9)

注：1) 資格の種類については複数回答

注：2) 資格ありの下限の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

3-1 ひとり親家庭を取り巻く現状

- ひとり親世帯になって、現在困っていることについて、母子家庭では、「家計について」と答えた割合が、父子家庭では、「子供の教育・進路・就職について」の割合が最も高い

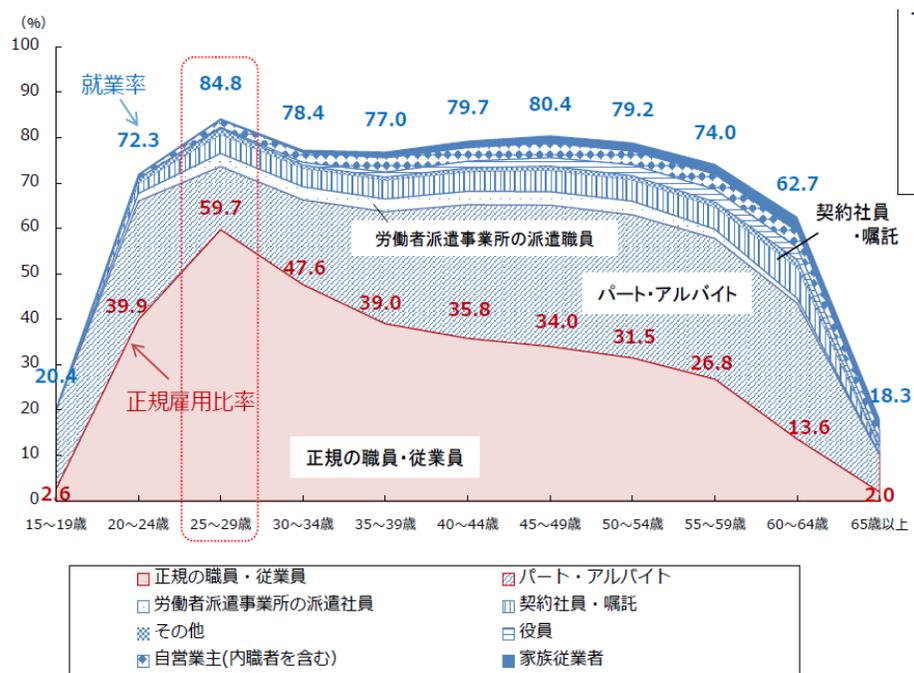
ひとり親二世帯になって現在困っていること（複数回答）－世帯類型別

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	親族の健康・介護について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見（世間体）について	その他
総数	100.0 (307)	64.8	28.7	20.2	10.7	19.9	11.4	25.4	50.2	5.9	4.6
母子世帯	100.0 (288)	66.0	29.5	21.2	8.0	20.5	11.5	24.7	49.3	5.6	4.9
父子世帯	100.0 (19)	47.4	15.8	5.3	52.6	10.5	10.5	36.8	63.2	10.5	-

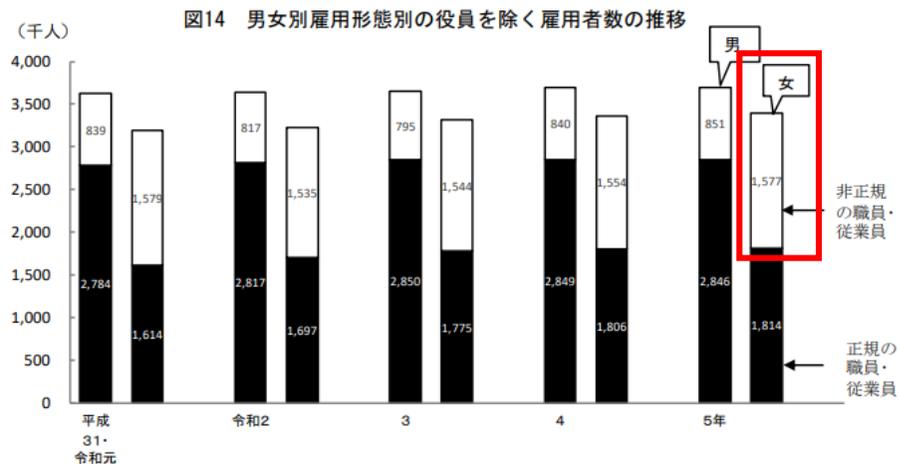
3-2 非正規雇用女性を取り巻く現状

- 女性の年齢階級別の正規雇用比率を見ると、出産を契機に多くの女性が非正規雇用化しており、25～29歳の59.7%をピークに低下（いわゆる「L字カーブ」）
- 都内の女性雇用労働者の半数近くがパートタイム労働等の非正規雇用

女性の年齢階級別就業率（雇用形態別）



男女別雇用形態別の役員を除く雇用者数の推移（東京都）
（R5東京の労働力(労働力調査結果)）

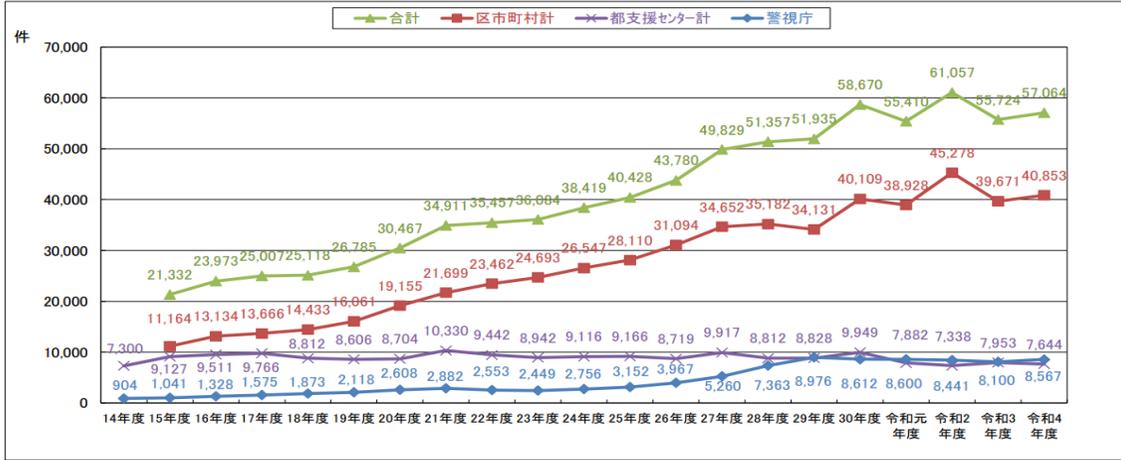


【出典】総務省「労働力調査（基本集計）」（令和4年）

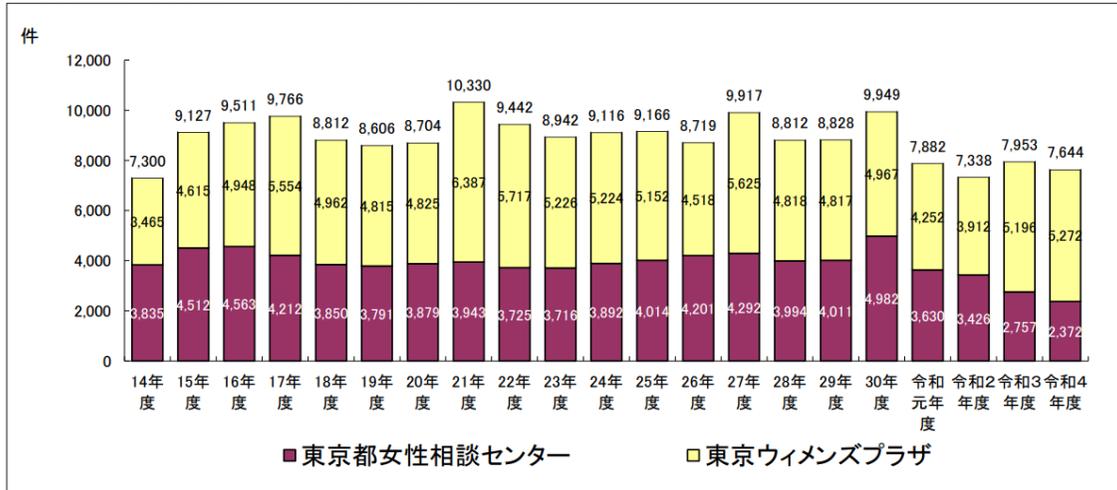
3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

- 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数は、近年は6万件前後で推移
- 女性相談支援センター及びウィメンズプラザにおける配偶者暴力相談件数は、近年は8,000件弱で推移

1 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



2 都配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

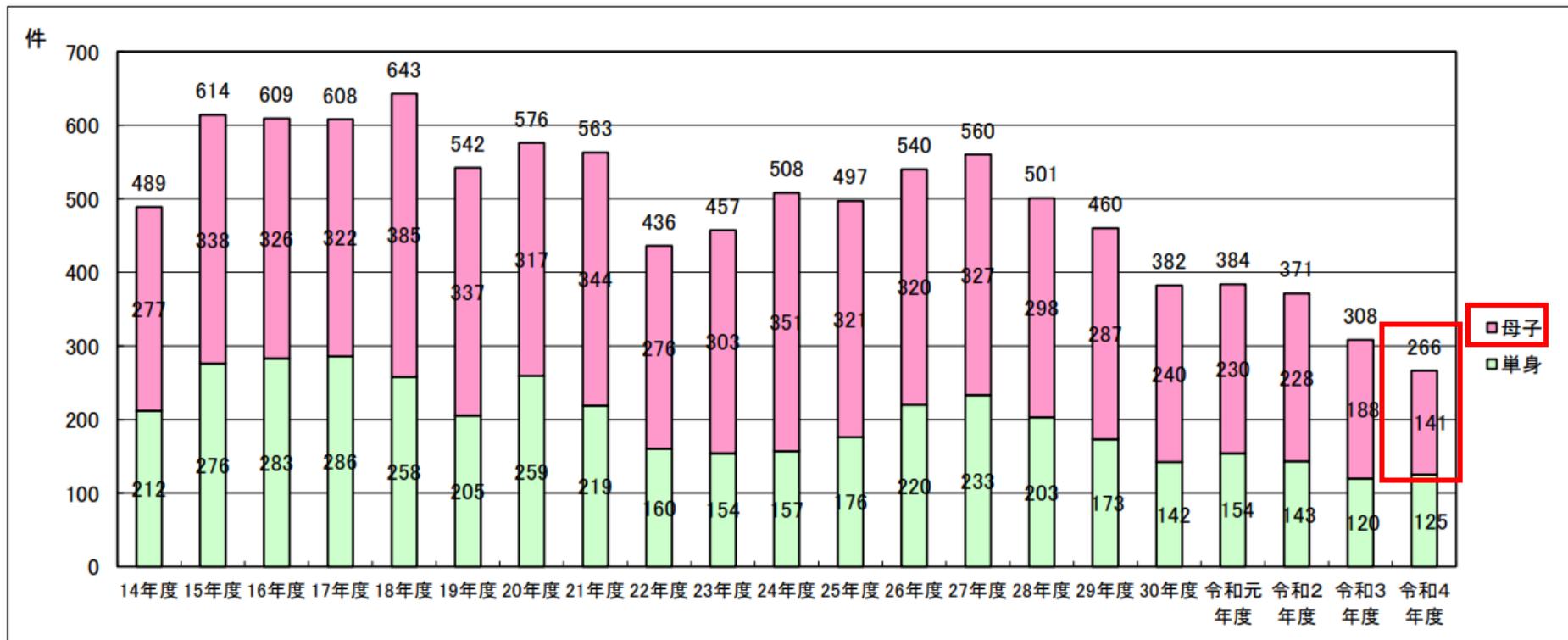


(出典) 東京都生活文化スポーツ局HPより

3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

- 令和4年度の配偶者暴力被害による配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、266件であり、そのうち半数以上が母子

3 都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



※母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

- 女性相談支援センター及びウィメンズプラザで受け付けた面接相談における被害者について、6割以上が、40歳代又は30歳代
- 職業については、約4人に3人が「無職（主婦）」又は「パート・アルバイト」である
- 被害者の8割以上に子供がおり、子供の人数は「1人」が最も多く、次いで「2人」である

図5 被害者の年代

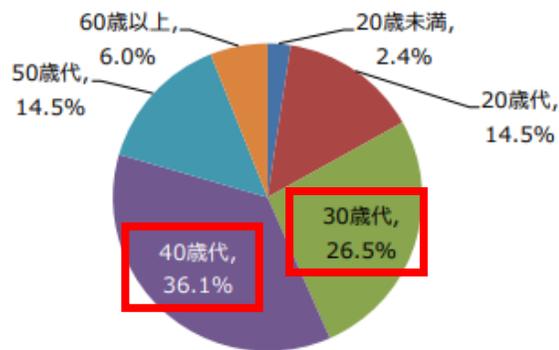


図6 被害者の職業

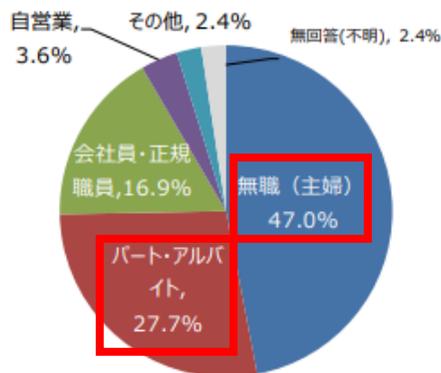
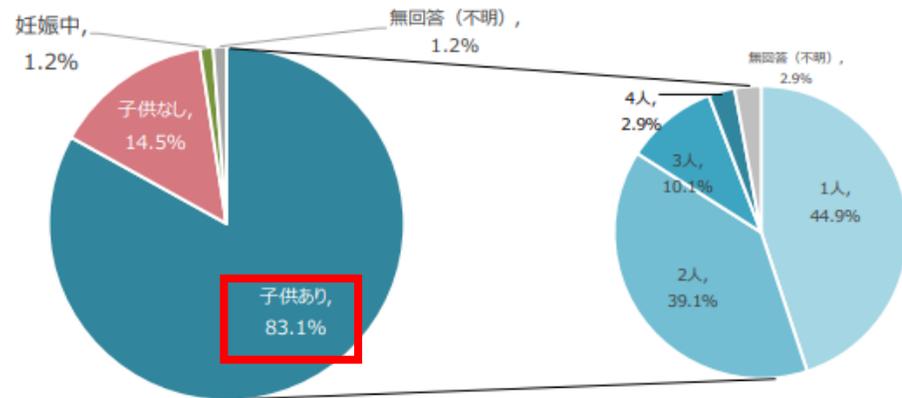


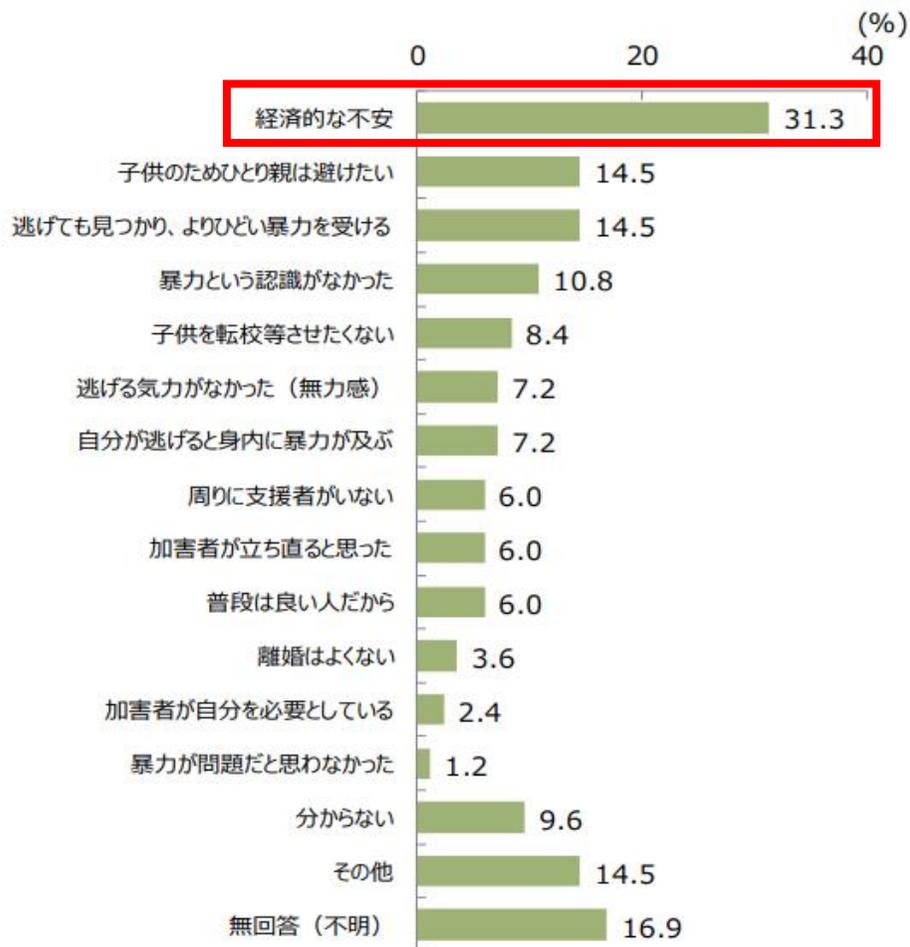
図7 被害者の子供の有無と人数



3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

➤ 被害者のうち約3割が、暴力から逃れられなかった理由として、「経済的な不安」を挙げている

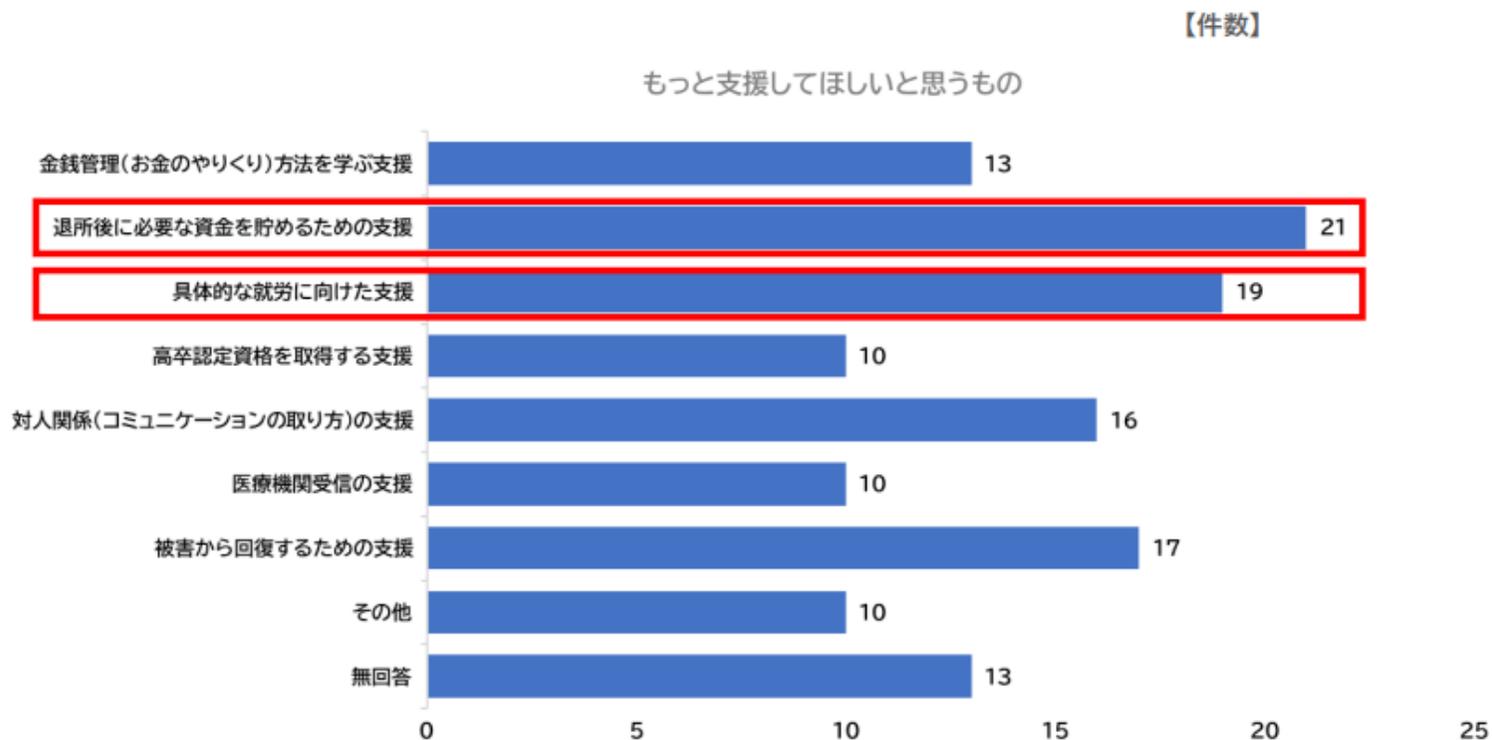
図 10 暴力から逃げられなかった理由（複数回答）



3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

- 婦人保護施設（※）入所者を対象にしたアンケートによると、婦人保護施設に求める支援として「退所後に必要な資金をためるための支援」が最も多く、「具体的な就労に向けた支援」が続く

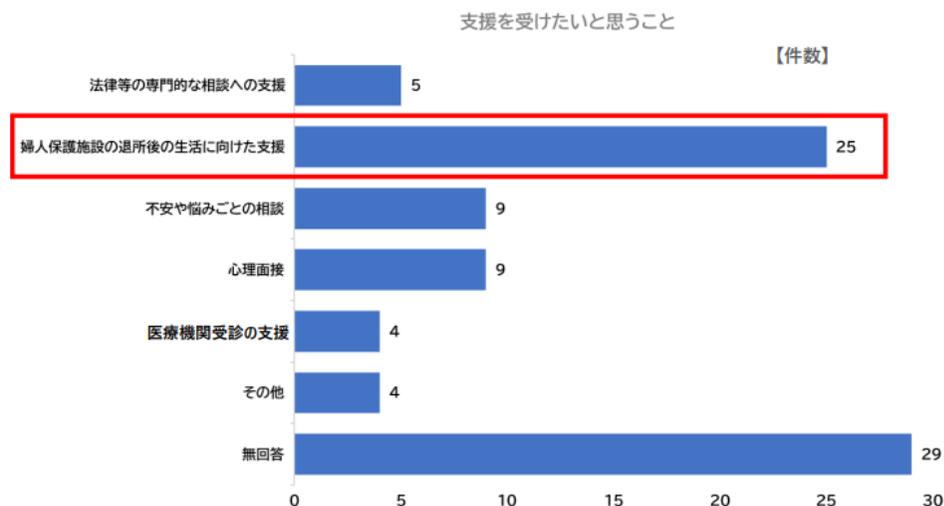
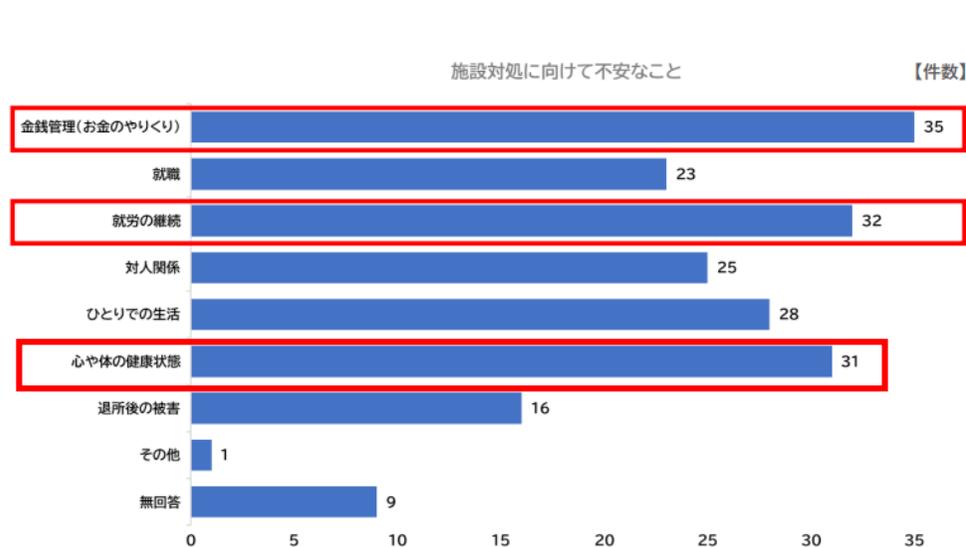
※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月施行により「女性自立支援施設」に名称が変わっているが、調査実施時点及び出典元の資料作成時点では同法施行前であったため、旧名称のままとしている。



3-3 配偶者暴力被害女性等を取り巻く現状

- 婦人保護施設（※）退所に向けて不安なことでは、「金銭管理（お金のやりくり）」が一番多く、次いで「就労の継続」「心や体の健康状態」と続く
- また、婦人保護施設入所中に受りたい女性相談センター（※）からの支援については、回答者の多くが「婦人保護施設の退所後の生活に向けた支援」と回答
- 婦人保護施設退所に向けた、安定的生活の基盤となるための自立支援施策が必要

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月施行により、それぞれ「女性自立支援施設」「女性相談支援センター」に名称が変わっているが、調査実施時点及び出典元の資料作成時点では同法施行前であったため、旧名称のままとしている。



4 女性活躍に向けた情報発信

- 居住自治体（市区町村）における広報や公開情報について、約5割の女性が月に1回以上の頻度で入手すると回答する一方、3割を超える女性が「ほとんど入手していない」「まったく見聞きすることがない」と回答
- 居住自治体における情報入手先は、男女ともに「広報誌」が一番多く、「自治体ウェブサイト」が続く

図表 4-1-2 広報や公開情報の入手頻度（性別、居住自治体）

市区町村の広報や公開情報をどのぐらいの頻度で入手していますか。（居住自治体）



	女性	男性	全体
■ ほぼ毎日	2.7%	4.5%	3.6%
■ ほぼ毎週	7.3%	7.9%	7.6%
■ ほぼ毎月	39.6%	34.4%	37.0%
■ 1年に5~6回程度	7.8%	7.1%	7.5%
■ 1年に3~4回程度	2.9%	3.7%	3.3%
■ 1年に1~2回程度	3.3%	4.1%	3.7%
■ ほとんど入手していない	19.3%	18.5%	18.9%
■ まったく見聞きすることがない	17.0%	19.8%	18.4%

図表 4-2-2 自治体が提供する情報の入手手段（性別、居住自治体）

自治体が提供する情報を、主にどの広報媒体から入手していますか（居住自治体）

